

令和5年度 保育所園児募集

町立保育所園児を次のとおり募集します。

■保育所とは

保護者が仕事または病気等のため、お子さまを家庭で十分に保育できない場合に、保護者に代わってそのお子さまを保育する児童福祉施設です。



■募集対象者

- 0歳(令和5年4月現在で、生後6か月を経過している乳児)から小学校就学前までのお子さま

受付期間

☆11月7日(月)～11月21日(月) 午前9時～午後5時まで

※土日祝日を除く

※11月9日(水)、17日(木)、21日(月)は午前9時～午後8時まで



受付場所

子育て福祉健康課 窓口

■入所手続き

入所申込書は、子育て福祉健康課または内原・志賀の各保育所に用意しています。必要事項をご記入のうえ、上記の受付期間内に必要書類をすべてそろえてから提出してください。また、現在通園されている園児の皆さまでも、保育所を変更したい場合は、この申込みが必要です。

広域入所(町外保育所)を希望される皆さまも、この期間に入所の申込みをお願いします。

なお、現在通園されており、引き続き同じ保育所へ通園される場合は、今回の申込みは必要ありません。1月以降に『支給認定現況届』を提出していただく予定にしています。この現況届で、保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることを確認し、新年度の入所を決定します。

(注) 入所募集は、11月21日(月)で締め切りますが、定員に余裕がある場合は、12月以降も入所の受付を行います。

■入所決定

入所申込書の書類審査等により、家庭の状況を総合的に判断し、保育を必要とする程度の高い方から優先的に決定します。

なお、電話などによる事前の照会をご遠慮ください。

【お問い合わせ先】子育て福祉健康課(☎63・3801)

全国一斉「女性の人権ホットライン」 強化週間を実施します！

期 間：11月18日(金)～24日(木)

時 間：午前8時30分～午後7時 ※土日・祝日は午前10時～午後5時

相談内容：夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの女性をめぐり人権の何でも相談。

相談は無料で、秘密は厳守されます。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。



【お問い合わせ先】

和歌山地方法務局人権擁護課・和歌山県人権擁護委員連合会(☎073・422・5131)

☎ 0570・070・810 (全国共通)

※一部IP電話からはご利用できない場合があります。

部落差別のない社会の実現に向けて ～11月1日～30日は「同和運動推進月間」～

和歌山県では、県民の皆さんとともにさまざまな取組を行ってきた結果、同和問題は解決へと向かっています。

しかし、今もなお、同和地区を避ける目的で同和地区の所在を県や市町村に問い合わせる行為や、インターネット上に特定の地域が同和地区であると指摘する投稿や同和関係者を誹謗中傷する投稿を行うなどの部落差別が発生しています。

このことから、部落差別の解消をより一層推進するため、「部落差別の解消の推進に関する条例」に則り、教育・啓発、相談対応や、インターネット上の差別投稿をプロバイダに削除要請するなどの取組を行っています。

県民の皆さんには、部落差別は決して許されない行為であり、過去の問題ではなく現実の課題として残されていることをご認識いただき、部落差別解消に向けご協力をお願いします。

同和問題(部落差別)の相談窓口

(公財)和歌山県人権啓発センター (☎ 073・421・7830)
(FAX 073・435・5421)

和歌山県人権政策課 (☎ 073・441・2563)
(FAX 073・433・4540)

※各振興局総務県民課でも相談できます。

【お問い合わせ先】

和歌山県人権政策課 (☎ 073・441・2561)
(FAX 073・433・4540)

